法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年四月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十三号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第一条　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）

第二条　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年六月三十日」を「平成三十五年六月三十日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（防衛省設置法及び厚生労働省設置法の一部改正）

2　次に掲げる法律の規定中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に改める。

一　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）附則第二項の表及び附則第四項

二　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）附則第四項

（自衛隊法の一部改正）

3　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に、「第四条第二十四号」を「第四条第一項第二十四号」に、「同条第二十五号」を「同項第二十五号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年四月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十七号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「六人」を「七人」に、「五人」を「六人」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年四月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十八号

防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第五項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に改める。

一　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）附則第十二項

二　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第二条第四号

附　則

この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十三号）の施行の日から施行する。

総務大臣　野田　聖子
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○農林水産省令第二十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健